

第 89 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成20年10月 1日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、不適正な会計処理による被処分者の所属名、補職名、氏名及び処分内容のわかる一覧表の公開請求を行った。

2 同月15日、実施機関は、上記の公開請求に対して、不適正な会計処理に係る処分等一覧を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

不適正な会計処理に係る処分等一覧のうち、被処分者の氏名（以下「被処分者名」という。）は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。

3 同月30日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公務に従事する公務員氏名は個人情報に当たらない。名古屋市における裏金問題は公務中に行われた犯罪である。裏金作りの犯罪が明らかにされた以上その氏名を公開することは、個人の権利利益を不当に害することにはならない。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が意

図しているのは、行政機関が取り扱う住民の個人情報や、企業が取り扱う大量の顧客情報の漏えいを防止することであり、公務に従事する公務員の氏名等を、個人情報として想定していない。被処分者名は、公務員が公務中に裏金を作り、受益者となった個人名であるから、公務員個人の私的な情報には当たらない。

(2) 犯罪者がその氏名を知られたくないと思うのは当然であるが、社会的には一般人の犯罪者の氏名は公表される。まして公務員については、刑事訴訟法（昭和23年法律 131号）第 239条第 2項に官吏又は公吏がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないと規定されており、告発が義務付けられている、積極的に不正を暴き公正な行政を遂行する立場にある。本件のように、職務遂行中の公務員の氏名を明らかにしないのは組織的な隠ぺい工作である。公務に係る情報は公開が原則である以上、当然公開されなければならない情報である。

(3) 調査の対象となった通帳に記載された職員の氏名は情報公開により公開されている。通帳に記載された職員の氏名から、その職員が裏金に関わったであろうことはおおよそ推測できる。このことは、他人に知られたくないとの理由で被処分者名を非公開とした判断と整合性がない。

(4) 宮城県庁の食糧費に係る平成 8年 7月29日の仙台地方裁判所の判決では、公務員の氏名の非開示決定を違法としている。これは、当該公務員が犯罪に関わったと捉え、その氏名はプライバシーに該当しないため、公開せよというものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 1号について

(1) 被処分者氏名は、不適正な会計処理の問題に関して懲戒処分等を受けた職員の氏名であるから、本号にいう個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。また、被処分者氏名が、当該処分を受けた職員にとっては、不名誉な経歴等に関するものであって、通常他人に知られたくないものであることも明らかである。

(2) 本号アは、公務員の職務の遂行に係る情報は公開する趣旨であるが、被処分者名は本号アの場合に該当しない。なぜなら、職務の遂行に係る情報

とは、公務員が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評定の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれないとされており、被処分者名は、職員の身分取扱いに係る情報に該当するからである。

2 条例の解釈について

公務員の氏名の情報が、他の市民と同じく個人情報であることに、何ら変わりはない。公務員の氏名は、公務員の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しているものであり、当然のことながら、プライバシーとして保護されるべき情報の一つである。

3 懲戒処分の公表について

懲戒処分が行われた後、職員が行った行為に対してどのような人事管理上の処理をしたかということをはっきりと示すという意味で、懲戒処分の公表している。名古屋市では懲戒処分の公表の指針を作成しており、処分の内容、所属、性別等については公表するが、氏名は公表しないとしている。これは、氏名を公表するとさらに別の社会的制裁が発生するため、慎重な取り扱いをしているからである。

第 5 審査会の判断

1 争点

被処分者名が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 不適正な会計処理に係る処分等一覧について

不適正な会計処理に係る処分等一覧は、不適正な会計処理に関して懲戒処分等をされた者の一覧であり、所属名、氏名、任用段階、処分内容及び処分

事由が記載されている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、被処分者名が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職務及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、非公開情報に該当しないとしている。

(2) まず、被処分者名は、氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかである。また、被処分者名は、懲戒処分等の不名誉な経歴等に関するものであることから、一般人の感受性を基礎として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(3) 次に、被処分者名が公務員の職務の遂行に係る情報に該当するか否かを判断する。

職務の遂行に係る情報とは、公務員が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれないと解される。

異議申立人は、被処分者名は私的な情報ではないから、個人情報ではないと主張し、宮城県庁の食糧費に係る平成 8年 7月29日の仙台地方裁判所の判決を引用しているが、これは、公務員の職務の遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職や氏名についての判断である。しかし、本件における処分を受ける原因となった会計処理に付随して不利益処分を受けたという情報は、被処分者の担任する職務遂行の内容に係る情報とは認められず、被処分者の職員としての身分取扱いに関する情報である。したがって、被処分者名は公務員の職務の遂行に係る情報には該当しないと認められる。

(4) 以上のことから、被処分者名は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年11月 7日	諮問書の受理
11月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月15日	実施機関の弁明意見書を受理
12月19日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年 6月23日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
8月11日 (第104回審査会)	調査審議 異議申立人及び実施機関の意見を聴取
9月 8日 (第105回審査会)	調査審議
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議
1月26日	答申